相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県酒田市日吉町二丁目一一四番地、最後の住所山形県酒田市日吉町二丁目七番一四号　被相続人　亡　今野　綾子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十三日

山形県酒田市曙町一丁目二番五号　モア・ステージ一〇Ｄ　仲野法律事務所

相続財産清算人　弁護士　仲野　純一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県古河市諸川一〇三七番地四、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　山田　俊夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十三日

事務所茨城県古河市中央町一丁目一〇番三〇号　弁護士法人古河法律事務所

相続財産清算人　弁護士　志村　和俊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県稲敷市小羽賀五七五番地九一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　吉田　尚未

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十三日

茨城県牛久市ひたち野西三丁目三一番一〇号ワイズコート三階ひたちの総合法律事務所　相続財産清算人　弁護士　徳田　祐介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県ひたちなか市大字枝川一三二一番地、最後の住所茨城県潮来市大賀四三八番地四　被相続人　亡　岩瀬美の江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十三日

茨城県神栖市大野原四丁目七番一一号鹿島セントラルビル新館五階　神栖・鹿島セントラル法律事務所

相続財産清算人　弁護士　瀧　智英

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県行方市玉造甲二一二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　成島　良浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十三日

茨城県神栖市大野原四丁目七番一一号鹿島セントラルビル新館五階　神栖・鹿島セントラル法律事務所

相続財産清算人　弁護士　瀧　智英

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県徳島市津田西町一丁目五四番地、最後の住所埼玉県白岡市西一丁目二番二メディカルホームサルーテ白岡三〇七

被相続人　亡　今井　甫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十三日

埼玉県さいたま市中央区大戸一丁目三番六号中浦和法律事務所

相続財産清算人　弁護士　石塚　章夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県北葛飾郡松伏町大字大川戸四七九番地、最後の住所埼玉県北葛飾郡松伏町大字大川戸四七九番地　被相続人　亡　齊藤田一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十三日

埼玉県三郷市中央一丁目一三番地九　ｖｉａ　ｌａｔｔｅａ　三〇一　三郷中央法律事務所

相続財産清算人　弁護士　須賀　翼

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都西東京市北原町一丁目二七四六番地、最後の住所東京都西東京市北原町一丁目二九番一〇号　被相続人　亡　大関　泰博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月十三日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十三日

東京都渋谷区神南一丁目二二番八号五階　弁護士法人渋谷シビック法律事務所

相続財産清算人　弁護士　吉木　聡一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県相模原市中央区田名七四〇〇番地一、最後の住所神奈川県相模原市中央区田名七四〇〇番地一ロイヤルステージ相模原番田六〇二　被相続人　亡　櫻井　純

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十三日

神奈川県相模原市中央区富士見六丁目一五番一号ラ・フォンターナ一〇六号遠藤秀幸法律事務所

相続財産清算人　弁護士　川島　邦文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県高岡市内免二丁目一七七番地二、最後の住所富山県高岡市内免二丁目七番三号　被相続人　亡　北野　一正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十三日

事務所富山県高岡市広小路一番八号一階

相続財産清算人　司法書士　木田　綾佳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府向日市鶏冠井町堀ノ内五三番地、最後の住所浜松市浜名区三ヶ日町都筑三一〇三番地の一プリオール浜名湖三二一　被相続人　亡　岩尾　厚美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十三日

静岡県浜松市中央区田町二三〇番地の一七田町ファーストビル五階　万年橋法律事務所

相続財産清算人　弁護士　三和田健介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市片田井戸町一七一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　吉川　治樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十三日

三重県四日市市日永西五丁目八番一一号

相続財産清算人　司法書士　藤田　卓

第　50　期　決　算　公　告

2026年11月13日　大阪府大阪市中央区淡路町四丁目２番13号 アーバンネット御堂筋ビル20Ｆ

ダイキチシステム株式会社

代表取締役　近藤　隆

貸借対照表の要旨　（2026年７月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	640,068	流動負債	187,817
		（うち賞与引当金）	(6,603)
固定資産	369,348	固定負債	311,082
		負債合計	**498,899**
		株主資本	510,517
		資本金	20,800
		資本剰余金	19,800
		資本準備金	19,800
		利益剰余金	469,917
		その他利益剰余金	469,917
		（うち当期純利益）	(87,337)
		純資産合計	**510,517**
資産合計	**1,009,417**	**負債・純資産合計**	**1,009,417**